

鉄筋施工技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成28年10月

厚生労働省職業能力開発局

1. 1級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
制定 昭和60年度 改正 平成16年度
2. 2級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
同 上
3. 3級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ
制定 平成9年度 改正 平成28年度
4. 基礎級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・ 12ページ
同 上

1 1級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

鉄筋施工の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 建築構造</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構法及び特徴</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の建築構造の種類、構法及び特徴</p> <p>構造力学の基礎理論</p> <p>2 施工法</p> <p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>鉄筋の加工</p>	<p>建築構造に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の構造の構法及び特徴 イ 鉄筋コンクリート造 ロ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ハ 壁式鉄筋コンクリート造</p> <p>(2) 次の建築構造の各部位の種類、構造及び特徴 イ 基礎 ロ 柱 ハ はり ニ 壁 ホ 床板 ヘ 開口部 ド 階段</p> <p>(3) 擁壁の構法及び特徴 次に掲げる建築構造の種類、構法及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造 (3) 補強コンクリートブロック造</p> <p>構造力学に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の用語の意味 イ トラス ロ ラーメン ハ 単純ばり ニ 片持ちばり ホ 連続ばり</p> <p>(2) 次の事項 イ 静定 ロ 不静定 ハ 力、荷重、外力 ニ 応力及び応力度 ホ 変形</p> <p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>鉄筋の加工に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目												
鉄筋組立て	<p>こと。</p> <p>(1) 鉄筋の折曲げの規準及び鉄筋の加工の方法 (2) 鉄筋加工<small>えい</small>符の作成方法</p>												
鉄筋工事の施工計画	<p>1 鉄筋組立てに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 主筋、副筋（配力筋）、補助筋及び補強筋の種類及び目的 (2) 鉄筋組立てに関し、次の事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 繰手及び定着</td> <td style="width: 50%;">ロ 鉄筋の間隔</td> </tr> <tr> <td>ハ 鉄筋のかぶり厚さ</td> <td>ニ スペーサの位置</td> </tr> <tr> <td>ホ 結束の方法</td> <td>ヘ 鉄筋の溶接の方法</td> </tr> </table> <p>2 鉄筋施工図に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 折り曲げ加工図の作成方法 (2) 鉄筋組立図の作成方法</p> <p>3 次に掲げる鉄筋組立ての工法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 在来工法 (2) プレハブ工法 (3) 先組工法</p> <p>4 逆打工法について一般的な知識を有すること。</p>	イ 繰手及び定着	ロ 鉄筋の間隔	ハ 鉄筋のかぶり厚さ	ニ スペーサの位置	ホ 結束の方法	ヘ 鉄筋の溶接の方法						
イ 繰手及び定着	ロ 鉄筋の間隔												
ハ 鉄筋のかぶり厚さ	ニ スペーサの位置												
ホ 結束の方法	ヘ 鉄筋の溶接の方法												
鉄筋工事の施工設備の種類、用途及び使用方法	<p>鉄筋工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 建設工事の施工計画図書 (2) 施工順序 (3) 材料の手配、運搬及び保管 (4) 作業員の配置 (5) 関連他工事との連けい (6) 工程表の作成</p> <p>次に掲げる鉄筋工事の施工設備の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 鉄筋組立てに用いる足場 (2) 揚重設備 (3) 構台</p>												
建設工事の種類及び施工方法	<p>建設工事の施工法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の建築工事の種類及び施工法</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">イ 仮設工事</td> <td style="width: 33%;">ロ 土工事</td> <td style="width: 33%;">ハ 地業工事</td> </tr> <tr> <td>ニ 型枠工事</td> <td>ホ コンクリート工事</td> <td>ヘ 鉄骨工事</td> </tr> <tr> <td>ト 現場打ちプレストレストコンクリート工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チ プレキャストコンクリート工事</td> <td></td> <td>リ 設備工事</td> </tr> </table> <p>(2) 土木工事の種類及び施工法</p>	イ 仮設工事	ロ 土工事	ハ 地業工事	ニ 型枠工事	ホ コンクリート工事	ヘ 鉄骨工事	ト 現場打ちプレストレストコンクリート工事			チ プレキャストコンクリート工事		リ 設備工事
イ 仮設工事	ロ 土工事	ハ 地業工事											
ニ 型枠工事	ホ コンクリート工事	ヘ 鉄骨工事											
ト 現場打ちプレストレストコンクリート工事													
チ プレキャストコンクリート工事		リ 設備工事											
3 材料 鉄筋工事用材料の種類、規	鉄筋工事に使用する材料に関し、次に掲げる事項について詳細な												

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目				
格、性質及び用途 鉄筋工事の関連工事に使用する材料の種類及び用途	<p>知識を有すること。</p> <p>(1) 次の棒鋼、丸鋼等の種類、規格、性質及び用途</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 異形棒鋼</td> <td style="width: 50%;">ロ 普通丸鋼</td> </tr> <tr> <td>ハ 再生異形棒鋼及び再生丸鋼</td> <td>ニ 結束線</td> </tr> </table> <p>(2) スペーサの種類、性質、形状及び寸法</p> <p>次に掲げる鉄筋工事の関連工事に使用する材料の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) コンクリート (2) 鋼板、形鋼及び平鋼 (3) 型枠材料 (4) 足場材料 (5) その他の仮設材料</p>	イ 異形棒鋼	ロ 普通丸鋼	ハ 再生異形棒鋼及び再生丸鋼	ニ 結束線
イ 異形棒鋼	ロ 普通丸鋼				
ハ 再生異形棒鋼及び再生丸鋼	ニ 結束線				
4 建築設計図 日本工業規格の建築製図通則及び土木製図通則に定める表示記号 コンクリート施工図の読図の方法	<p>建築設計図及び土木建設図の関連部分に必要な表示記号について詳細な知識を有すること。</p> <p>コンクリート施工図の読図の方法について詳細な知識を有すること。</p>				
5 関係法規 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係法令のうち、鉄筋工事に関する部分	<p>建築基準法関係法令に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 鉄筋の継手及び定着に関する規定 (2) 鉄筋コンクリート造の柱の構造に関する規定 (3) 鉄筋コンクリート造のはりの構造に関する規定 (4) 鉄筋のかぶり厚さに関する規定 (5) 鉄筋の許容応力度に関する規定 (6) 工事現場の危害の防止に関する規定</p>				
6 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 鉄筋工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 点検 (5) 鉄筋工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置及び退避</p>				

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実技試験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>1 鉄筋施工図作成作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 躯体施工図及び構造詳細図の読図 鉄筋折り曲げ加工図の作成 鉄筋施工図の作成 鉄筋加工絵符の作成 材料の選定 積算 <p>2 鉄筋組立て作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋組立ての段取り 鉄筋及び鉄筋加工材の選定 鉄筋の加工 鉄筋組立て 鉄筋工事の良否の判定 積算 	<p>(8) その他鉄筋工事に関する安全又は衛生のため必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）に関し、次に掲げる規定について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄筋工事関係の安全に関する規定 (2) 通路、足場等に関する規定 (3) 墜落等による危険の防止に関する規定 (4) 保護具等に関する規定 (5) 玉掛けに関する規定 <p>躯体施工図及び構造詳細図の読図ができること。 鉄筋折り曲げ加工図の作成ができること。 躯体施工図等により、複雑な鉄筋施工図の作成ができること。 鉄筋加工絵符の作成ができること。 鉄筋の選定ができること。 積算ができること。</p> <p>鉄筋組立ての段取りができること。 鉄筋及び鉄筋加工材の選定ができること。 鉄筋の切断及び加工ができること。 構造詳細図、鉄筋施工図により複雑な鉄筋組立てができること。 鉄筋工事の良否の判定ができること。 積算ができること。</p>

2 2級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

鉄筋施工の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 建築構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構法及び特徴	<p>建築構造に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の構造の構法及び特徴</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造 ロ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ハ 壁式鉄筋コンクリート造</p> <p>(2) 次の建築構造の各部位の種類、構造及び特徴</p> <p>イ 基礎 ロ 柱 ハ はり ニ 壁 ホ 床板 ヘ 開口部 ト 階段</p> <p>(3) 擁壁の構法及び特徴</p> <p>次に掲げる建築構造の種類、構法及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造 (3) 補強コンクリートブロック造</p> <p>構造力学に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次の用語の意味</p> <p>イ トラス ロ ラーメン ハ 単純ばり ニ 片持ちばり ホ 連続ばり</p> <p>(2) 次の事項</p> <p>イ 力、荷重、外力 ロ 応力及び応力度 ハ 変形</p>
2 施工法 鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法 鉄筋の加工	<p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>鉄筋の加工に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目												
鉄筋組立て	<p>(1) 鉄筋の折曲げの規準及び鉄筋の加工の方法 (2) 鉄筋加工絵符の作成方法</p> <p>1 鉄筋組立てに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 主筋、副筋（配力筋）、補助筋及び補強筋の種類及び目的 (2) 鉄筋組立てに関し、次の事項</p> <table> <tr> <td>イ 繰手及び定着</td> <td>ロ 鉄筋の間隔</td> </tr> <tr> <td>ハ 鉄筋のかぶり厚さ</td> <td>ニ スペーサの位置</td> </tr> <tr> <td>ホ 結束の方法</td> <td>ヘ 鉄筋の溶接の方法</td> </tr> </table> <p>2 鉄筋施工図に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 折り曲げ加工図の作成方法 (2) 鉄筋組立図の作成方法</p> <p>3 次に掲げる鉄筋組立ての工法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 在来工法 (2) プレハブ工法 (3) 先組工法</p> <p>4 逆打工法について概略の知識を有すること。</p>	イ 繰手及び定着	ロ 鉄筋の間隔	ハ 鉄筋のかぶり厚さ	ニ スペーサの位置	ホ 結束の方法	ヘ 鉄筋の溶接の方法						
イ 繰手及び定着	ロ 鉄筋の間隔												
ハ 鉄筋のかぶり厚さ	ニ スペーサの位置												
ホ 結束の方法	ヘ 鉄筋の溶接の方法												
鉄筋工事の施工計画	鉄筋工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。												
鉄筋工事の施工設備の種類、用途及び使用方法	次に掲げる鉄筋工事の施工設備の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。												
建設工事の種類及び施工方法	<p>(1) 鉄筋組立てに用いる足場 (2) 揚重設備 (3) 構台</p> <p>建設工事の施工法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次の建築工事の種類及び施工法</p> <table> <tr> <td>イ 仮設工事</td> <td>ロ 土工事</td> <td>ハ 地業工事</td> </tr> <tr> <td>ニ 型枠工事</td> <td>ホ コンクリート工事</td> <td>ヘ 鉄骨工事</td> </tr> <tr> <td>ト 現場打ちプレストレストコンクリート工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チ プレキャストコンクリート工事</td> <td>リ 設備工事</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 土木工事の種類及び施工法</p>	イ 仮設工事	ロ 土工事	ハ 地業工事	ニ 型枠工事	ホ コンクリート工事	ヘ 鉄骨工事	ト 現場打ちプレストレストコンクリート工事			チ プレキャストコンクリート工事	リ 設備工事	
イ 仮設工事	ロ 土工事	ハ 地業工事											
ニ 型枠工事	ホ コンクリート工事	ヘ 鉄骨工事											
ト 現場打ちプレストレストコンクリート工事													
チ プレキャストコンクリート工事	リ 設備工事												
3 材料	鉄筋工事に使用する材料に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。												
鉄筋工事用材料の種類、規格、性質及び用途	(1) 次の棒鋼、丸鋼等の種類、規格、性質及び用途												

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
鉄筋工事の関連工事に使用する材料の種類及び用途	<p>イ 異形棒鋼 ロ 普通丸鋼 ハ 再生異形棒鋼及び再生丸鋼 ニ 結束線 (2) スペーサの種類、性質、形状及び寸法 次に掲げる鉄筋工事の関連工事に使用する材料の種類及び用途について概略の知識を有すること。 (1) コンクリート (2) 鋼板、形鋼及び平鋼 (3) 型枠材料 (4) 足場材料 (5) その他の仮設材料</p>
4 建築設計図 日本工業規格の建築製図通則及び土木製図通則に定める表示記号 コンクリート施工図の読図の方法	<p>建築設計図及び土木建設図の関連部分に必要な表示記号について一般的な知識を有すること。</p> <p>コンクリート施工図の読図の方法について一般的な知識を有すること。</p>
5 関係法規 建築基準法関係法令のうち、鉄筋工事に関する部分	<p>建築基準法関係法令に関し、次に掲げる規定について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 鉄筋の継手及び定着に関する規定 (2) 鉄筋コンクリート造の柱の構造に関する規定 (3) 鉄筋コンクリート造のはりの構造に関する規定 (4) 鉄筋のかぶり厚さに関する規定 (5) 鉄筋の許容応力度に関する規定 (6) 工事現場の危害の防止に関する規定</p>
6 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 鉄筋工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 点検 (5) 鉄筋工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置及び退避 (8) その他鉄筋工事に関する安全又は衛生のため必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則に関し、次に掲げる規定について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実技試験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>1 鉄筋施工図作成作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 躯体施工図及び構造詳細図の読図 鉄筋折り曲げ加工図の作成 鉄筋施工図の作成 鉄筋加工絵符の作成 材料の選定 <p>2 鉄筋組立て作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋組立ての段取り 鉄筋及び鉄筋加工材の選定 鉄筋の加工 鉄筋組立て 鉄筋工事の良否の判定 	<p>(1) 鉄筋工事関係の安全に関する規定 (2) 通路、足場等に関する規定 (3) 墜落等による危険の防止に関する規定 (4) 保護具等に関する規定 (5) 玉掛けに関する規定</p> <p>躯体施工図及び構造詳細図の読図ができること。 鉄筋折り曲げ加工図の作成ができること。 躯体施工図等により、鉄筋施工図の作成ができること。 鉄筋加工絵符の作成ができること。 鉄筋の選定ができること。</p> <p>鉄筋組立ての段取りができること。 鉄筋及び鉄筋加工材の選定ができること。 鉄筋の切断及び加工ができること。 構造詳細図、鉄筋施工図により鉄筋組立てができること。 鉄筋工事の良否の判定ができること。</p>

3 3級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

鉄筋施工の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 建築構造</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構法及び特徴</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の建築構造の種類、特徴</p> <p>構造力学の基礎理論</p>	<p>建築構造に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次の構造の構法及び特徴 イ 鉄筋コンクリート造 ロ 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>(2) 次の建築構造の各部分の種類、構造及び特徴 イ 基礎 ロ 柱 ハ はり ニ 壁 ホ 床板 ヘ 開口部 ト 階段</p> <p>次に掲げる建築構造の種類、特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造</p> <p>構造力学に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次の用語の意味 イ トラス ロ ラーメン ハ 単純はり ニ 方持ちはり ホ 連続はり</p> <p>(2) 次の事項 イ 力、荷重、外力 ニ 応力及び応力度 ホ 変形</p>
<p>2 施工法</p> <p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>鉄筋の加工</p>	<p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>鉄筋の加工に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 鉄筋の折曲げの規準及び鉄筋の加工の方法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目												
鉄筋組立て	<p>(2) 鉄筋加工絵符の作成方法</p> <p>1 鉄筋組立てに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 主筋、補助筋及び補強筋の種類及び目的</p> <p>(2) 鉄筋組立てに関し、次の事項</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 繰手及び定着</td> <td>ロ 鉄筋の間隔</td> </tr> <tr> <td>ハ 鉄筋のかぶり厚さ</td> <td>ニ スペーサの位置</td> </tr> <tr> <td>ホ 結束の方法</td> <td>ヘ 鉄筋の溶接の方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 鉄筋施工図に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 折り曲げ加工図の作成方法</p> <p>(2) 鉄筋組立図の作成方法</p>	イ 繰手及び定着	ロ 鉄筋の間隔	ハ 鉄筋のかぶり厚さ	ニ スペーサの位置	ホ 結束の方法	ヘ 鉄筋の溶接の方法						
イ 繰手及び定着	ロ 鉄筋の間隔												
ハ 鉄筋のかぶり厚さ	ニ スペーサの位置												
ホ 結束の方法	ヘ 鉄筋の溶接の方法												
建設工事の種類及び施工方法	<p>3 次に掲げる鉄筋組立ての工法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 在来工法 (2) プレハブ工法 (3) 先組工法</p> <p>建設工事の施工法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次の建築工事の種類及び施工法</p>												
3 材料 鉄筋工事用材料の種類、規格、性質及び用途	<table> <tbody> <tr> <td>イ 仮設工事</td> <td>ロ 土工事</td> <td>ハ 地業工事</td> </tr> <tr> <td>ニ 型枠工事</td> <td>ホ コンクリート工事</td> <td>ヘ 鉄骨工事</td> </tr> <tr> <td>ト 現場打ちプレストレストコンクリート工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チ 設備工事</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 土木工事の種類及び施工法</p>	イ 仮設工事	ロ 土工事	ハ 地業工事	ニ 型枠工事	ホ コンクリート工事	ヘ 鉄骨工事	ト 現場打ちプレストレストコンクリート工事			チ 設備工事		
イ 仮設工事	ロ 土工事	ハ 地業工事											
ニ 型枠工事	ホ コンクリート工事	ヘ 鉄骨工事											
ト 現場打ちプレストレストコンクリート工事													
チ 設備工事													
鉄筋工事の関連工事に使用する材料の種類及び用途	<p>鉄筋工事に使用する材料に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の棒鋼等の種類、規格、性質及び用途</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 異形棒鋼</td> <td>ロ 結束線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) スペーサの種類、性質、形状及び寸法</p> <p>次に掲げる鉄筋工事の関連工事に使用する材料の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) コンクリート (2) 鋼板、形鋼及び平鋼 (3) 型枠材料</p> <p>(4) 足場材料 (5) 他の仮設材料</p>	イ 異形棒鋼	ロ 結束線										
イ 異形棒鋼	ロ 結束線												
4 建築設計図 日本工業規格の建築製図通則及び土木製図通則に定め	<p>建築設計図及び土木建設図の関連部分に必要な表示記号について概略の知識を有すること。</p>												

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
る表示記号 コンクリート施工図の読図 の方法 5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識 実 技 試 験 鉄筋組立て作業 鉄筋組立て	<p>コンクリート施工図の読図の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 鉄筋工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 点検 (5) 鉄筋工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置及び退避 (8) その他鉄筋工事に関する安全又は衛生のため必要な事項 <p>2 労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄筋工事関係の安全に関する規定 (2) 通路、足場等に関する規定 (3) 墜落等による危険の防止に関する規定 (4) 保護具等に関する規定 (5) 玉掛けに関する規定 <p>構造詳細図、鉄筋施工図により鉄筋組立てができること。</p>

4 基礎級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

鉄筋施工の職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学科試験	
1 建築構造の特徴	<p>次の建築構造の各部位の種類、構造及び特徴について初步的な知識を有すること。</p> <p>(1) 基礎 (2) 柱 (3) はり (4) 壁 (5) 床板 (6) 開口部 (7) 階段</p>
2 主な鉄筋施工の方法	<p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>鉄筋の加工の方法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>鉄筋組立てに関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 主筋及び補助筋の種類及び目的 (2) 鉄筋組立てに関し、次の事項 イ 繰手及び定着 ロ 鉄筋の間隔 ハ 鉄筋のかぶり厚さ ニ スペーサの位置 ホ 結束の方法</p>
建設工事の種類	次に掲げる建設工事の種類について初歩的な知識を有すること。
3 鉄筋工事用材料の種類	<p>(1) 仮設工事 (2) 土工事 (3) コンクリート工事</p> <p>鉄筋工事に使用する材料に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の棒鋼等の種類、規格及び用途 イ 異形棒鋼 ロ 結束線 (2) スペーサの種類、形状及び用途</p>
4 安全衛生に関する基礎的な知識	鉄筋工事作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
実技試験 鉄筋の結束	<ul style="list-style-type: none"> (1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置又は保護具（保護帽及び保護帯）の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 鉄筋工事作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓^{とん}及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置及び退避 (8) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等） (9) 合図 (10) 服装 <p>鉄筋組立て作業 鉄筋の組立て 鉄筋の結束がされること。</p>